

京都市交通局管理規程 4-1 (京都市交通局会計規程) の一部を次のように改正する。

平成16年3月31日

京都市公営企業管理者  
交通局長 江草 哲史

第32条第10号中「水道局」を「上下水道局」に改める。

第40条第2号及び第42条第1項第1号中「官公署」を「国又は地方公共団体」に改める。

別表第1中

「	企画総務部総務課長	企画総務部総務課庶務係長	を
」			
「	企画総務部総務課長	企画総務部総務課庶務係長 企画総務部総務課広告係長	に改め、
」			
「	自動車部営業課長	自動車部営業課管理係長 自動車部営業課事故係長	を
」			
「	自動車部営業課長	自動車部営業課管理係長	に改め、
」			
「	自動車部運輸課長	自動車部運輸課運輸係長	を
」			
「	自動車部運輸課長	自動車部運輸課運輸係長 自動車部運輸課安全対策係長	に改め、
」			

高速鉄道部施設課長	高速鉄道部施設課施設係長
-----------	--------------

を

高速鉄道部施設課長	高速鉄道部施設課施設係長
高速鉄道部高速車両課長	高速鉄道部高速車両課車両係長
高速鉄道部電気課長	高速鉄道部電気課電力係長
建設室担当課長	建設室担当係長

に改める。

別表第2中

自動車部技術課長	自動車部技術課車両係長
自動車部運輸課長	自動車部運輸課運輸係長

を

自動車部運輸課長	自動車部運輸課運輸係長
自動車部技術課長	自動車部技術課車両係長

に改め、

高速鉄道部電気課長	高速鉄道部電気課電力係長
建設室担当課長	建設室担当係長
建設室第一建設事務所	建設室第一建設事務所担当係長
建設室第二建設事務所	建設室第二建設事務所担当係長

を

高速鉄道部車両工場長	高速鉄道部車両工場検車区長
高速鉄道部電気課長	高速鉄道部電気課電力係長
建設室担当課長	建設室担当係長
建設室第一建設事務所長	建設室第一建設事務所担当係長
建設室第二建設事務所長	建設室第二建設事務所担当係長

に改める。

附 則

この改正規程は、平成16年4月1日から施行する。

(交通局企画総務部総務課)